

栗東市週休2日取組指定型工事実施要領

(目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

本要領は、労働環境の改善に向けた意識向上を図るとともに、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指すため、建設現場における週休2日への更なる普及に向けて取り組むことを目的とする。

(概要)

第2条 発注者が、週休2日の取組を指定する「週休2日取組指定型工事」を実施し、週休2日の取得に要する費用を計上する。

2 週休2日における休暇日は、原則として毎週「土日」とするが、工事内容により「特定した2曜日」とすることができる。

3 発注方式は、次のとおりとする。

発注者指定方式（達成100%指定型）

発注者が、週休2日達成100%に取り組むことを指定する方式

(対象工事)

第3条 原則、栗東市の発注する全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 対象期間が2か月未満の工事

(2) 通年維持工事（単価契約）や緊急対応を要する工事

(3) 災害復旧工事等の早期の完成が望まれる工事

(4) 非出水期における工事や学校の夏休み期間中での工事等、施工時間の制約が厳しい工事

(5) 発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事（現地作業が1週間に満たない工事や随意契約方式により契約した工事等）

(定義)

第4条 「週休2日」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日（または特定した2曜日）に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。また、原則として毎週2日休暇日を取得し、かつ対象期間における現場閉所率が28.5%を超える場合に週休2日を達成したものとする。

2 「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。

3 対象外の期間は以下の(1)および(2)の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。

(1) 次に該当する期間を含む週単位の期間とする。

ア 契約日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）

イ 工期の終期日から20日前または工事完了日のうち早い日から工期の終期日までの期間

ウ 工場製作のみの期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 夏季休暇（3日）、年末年始（12月29日から1月3日までの6日間）

(2) 以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

ア 緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）

イ 天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業

ウ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業

エ その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

- 4 現場閉所率は下記による。なお、対象期間は工事着手日から工事完了日までのうち、第3項の対象外の期間を除いた期間をいう。

$$\text{現場閉所率（\%）} = \frac{\text{休暇日において現場閉所を行った日数}}{\text{対象期間の週数} \times 7} \times 100$$

- 5 雨休日は、土日、祝祭日、年末年始（6日間）および夏季休暇（3日間）ならびに平日の天候（降雨、降雪等）による不稼働日とする。
- 6 工事の完了日は、工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日をいう。

（実施方法）

第5条 実施方法は次のとおりとする。

- （1）入札段階（入札公告・通知、特記仕様書）で、週休2日制工事の対象であることを明記する。特記仕様書には以下のとおり記載するものとする。

発注者指定方式（達成100%指定型）の場合

「本工事は、発注者が週休2日達成100%に取り組むことを指定する発注者指定方式（達成100%指定型）工事である。週休2日実施に関する事項については、栗東市週休2日取組指定型工事実施要領に基づき、実施すること。

受注者は、休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。なお、提出された施工計画書が週休2日の取組を前提としていない場合など明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。」

- （2）工事着手前

週休2日に取り組むに当たり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休2日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更する。

- ア 受注者が、休暇日を明示した工事工程表を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休暇日とする週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- イ 工事工程表にあわせて、週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ウ 対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

- （3）工事実施期間中

- ア 当該工事が、「週休2日取組指定型工事」であることを示す看板（以下「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- イ 週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ウ 週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- エ 監督職員は、必要に応じて実施状況を確認する。

（現場閉所の確認方法等）

第6条 受注者は、現場閉所日の実績を「現場閉所実績表」（様式1）により報告をする。

- 2 発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された工程表や作業日報等の既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。

- （1）工事実施期間中

- ア 休暇日の確認

週休2日の実施状況は、受発注者の両者が、現場閉所実績表、工事日報等により概ね1ヶ月単位（履行報告と同時期等）で確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。

イ 確認資料の作成

受注者は工事日報等へ平日に天候（降雨、降雪等）により休工とした日を明示し、必要に応じて工事箇所の降雨状況の写真を撮影する、発注時の雨休率算定に用いた地点における降雨量を記録するなど受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成する。

ウ 天候による休工の確認

上記アの確認時にイの資料により監督職員は天候による休工が適当であったことを確認する。ただし、監督職員との協議により資料を作成する必要がない場合は、この限りでない。監督職員は前日から降雨が続くなど休工となることが明らかな場合は資料の作成を求めないものとし、資料は必要最低限とする。また、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

エ 対象期間における天候（降雨、降雪等）により休工とした日の取扱いについて

天候（降雨、降雪等）により休工とした場合は、監督職員との協議により天候（降雨、降雪等）により休工とした日以降の対象期間の休暇日と振替を行うことができる。

オ 受注者は、工事完了予定の概ね2週間前に、発注者に対象期間内の週休2日の実施状況の見込みについて工事日報等により提出するものとする。

(2) 工事完了時

対象期間内全ての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

(不履行に対する措置)

第7条 施工計画書に記載した工事工程表等が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

また、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所率が28.5%に満たないものは、達成状況に応じて、栗東市建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち週休2日の取得に要する費用の補正分を減額変更するものとする。

(評価)

第8条 現場閉所の実施状況に応じて、工事成績評定により評価を行う。

2 第6条に基づき、現場閉所実績について受発注者ともが確認の上、発注者が工事成績評定の評価内容および必要となる費用の計上に関して決定する。

3 工期延期等、工期に変更があった場合、対象は変更後の工期とする。

4 履行遅延や、工程管理が不良と認められた場合、実施結果にかかわらず、工事成績評定の評価は行わない。

5 第4条第3項の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じてても、原則、評価の対象期間の計算から控除しない。

(週休2日の取得に要する費用)

第9条 本実施要領における週休2日の取得に要する費用は、滋賀県における「（土木工事版）

週休2日取組指定型工事实施要領」および「（営繕工事版）週休2日取組促進型工事实施要領」に準拠して計上するものとする。ただし、上記の積算方法等によりがたい工事においては、費用計上を行わないことが出来るものとし、この場合は、入札段階（入札公告・通知、特記仕様書）で、費用計上の対象外であることを明記するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。